

○男鹿地区消防一部事務組合表彰規則

昭和49年12月21日
規則第7号

(趣旨)

第1条 管理者の行う表彰は、この規則の定めるところによる。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は次に掲げる者について行う。

- (1) 消防職員で引き続き25年以上在職し、職務上特に顕著な事績があった者
- (2) その他表彰するを適当と認められる、特に顕著な事績があった者

(表彰の上申)

第3条 消防長は、前条の表彰に該当すると認められるものがあるときは、管理者に表彰を上申するものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、出初式の日に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(表彰の種類)

第5条 表彰の種類は、次のとおりとする。ただし、これを併せて行うことができる。

- (1) 表彰状授与
- (2) 褒賞金品授与

(表彰の公表等)

第6条 管理者は、表彰を受けた者を表彰者名簿に登録してこれを永久に保存し、その事績を市村の公報等によって公表するものとする。

(表彰の特例)

第7条 この規則に該当する者で、表彰前に退職又は死亡した者に対しては、退職又は死亡後であっても、これを表彰することができる。

2 表彰日以前に死亡した者に対する表彰物件は、これをその遺族に贈与する。

第8条 既に表彰した者で、その功績著しいときは、再びこれを表彰することができる。

(表彰の取消)

第9条 管理者は、表彰を受けた者で受賞者たるの体面をそこなう行為があったときは、表彰者名簿の登録を取消し、かつ、その旨を公表することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。